

平成 29 年度 第 5 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 30 年 3 月 28 日（水） 午後 3 時 30 分～午後 5 時 00 分
開催場所	松阪市役所 5 階 特別会議室
出席者 （敬称略）	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 委員 坂本 昇（税理士） 委員 古田 颯子（司法書士）
事務局	契約・検査担当参事 岡野 契約監理課長 松下 調達係長 湯川 検査指導係長 野口 契約係長 渡邊
議題	議題 1 入札及び契約の状況報告（平成 30 年 1 月から 3 月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議（楠井委員長抽出） 議題 3 随意契約に係る意見聴取について その他 松阪市北部学校給食センター整備事業について 入札制度等の改正事項について 次回開催日程について

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
・入札及び契約の状況報告として、1 月から 3 月直近までの工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。	・工事の発注状況について 第 4 四半期の入札件数は総計 50 件。内訳は工事 43 件、委託 6 件、中止 1 件。前年同期と比較し発注件数で 9 件の減。工事 43 件の内、台風大雨の影響による災害復旧工事が 24 件発注され半数以上を占めている。契約金額は合計 4 億 4011 万 2960 円、内訳は工事 3 億 8145 万 7080 円、委託 5865 万 5880 円。

委 員	事 務 局
落札率が若干低下しているということだが、制度面からの理由として何か考えられるか。	件数、金額ともに前年比で減少となっている。4月からの累計では件数 457 件で前年同数。契約金額約 75 億 2000 万円で前年比約 9 億円の増。第 1 四半期発注の粥見小学校、松阪図書館など大型事業の影響で前年を上回る状況となっている。今期の平均落札率は全体で 83.64%。工事、委託ともに前年比では若干低下。最低制限価格付近での落札率で、競争性が十分発揮された結果と考えている。 ・指名停止措置について 今期の指名停止措置は、工事関係で1件、2社の停止措置を行った。報道にもあるようにリニア中央新幹線建設工事の受注に関し、大手ゼネコンの顧問並びに土木営業本部専任部長が独占禁止法第3条違反容疑で平成30年3月2日に逮捕されたことから指名停止を行ったもの。停止期間は措置要綱別表第2の第2号に定める措置基準により通常12か月のところ、同要綱第7条第2項第2号で指名停止期間満了後10か年を経過するまでに同法違反に該当する場合は期間加重するものとしており、2社ともこれに該当し24か月の指名停止とした。 前年比では若干下がっている状況があるが、制度的には前年との変更点はない。発注案件により個々の落札状況は変わるためその結果と考えている。また、当委員会でも確認いただいているが、別途低入札制度案件については注視している。
●抽出事案の審議（楠井委員長抽出）	
・それでは、この四半期からの抽出案件として、高い落札率の案件、参加者が少数だった案件などを、事前に事務局に抽出依頼しているので事務局から説明をお願いしたい。	・まず、入札参加者5社以下で落札率90%以上の案件は今期なかった。 ・次に、高落札率ではないものの、入札参加者が5社以下となった案件は全体で5件あった。この時期の発注については、手持ち工事がある業者は、無理に受注を望まない業者も見られるところ。特に採算が取りにくい小規

委 員	事 務 局
・先程説明のとおり、この四半期には大きく目立つ案件は無かったように思うが、私からは2点ほど確認したい。 ・まず1点目は「松阪市立小中学校空調設備整備事業における発注支援業務委託」について、設計額4,400万円と高額の業務委託で、全国業者を対象にして発注しているものの、参加2社と少ない結果となっている。内容的	模の工事や特殊性のある工事などでは5社未満となるケースが増加する傾向にある。参加少数であるものの落札率から一定の競争性は確保できていると考えている。 ・次に落札率が90%以上となった案件は今期無し。 ・次に、希望価格型が1件。希望価格方式は、積算が見積によるもので予定価格や最低制限価格の設定根拠が乏しい工事や、工事の特殊性や専門性から全国発注しても参加者が限定されるような工事に対し、あらかじめ競争性の担保を目的とした希望価格を提示し、最低制限価格は設定せず、今回それぞれ専門性の高い工事で執行している。入札結果は少数参加だったが、落札率は79.8%と見えない競争性も含め一定の結果が得られたものと考えている。 ・次に、低入札型案件は1件。参加16者のうち応札額が1番低い入札と2番目の入札が審査基準を満たさず失格、続いて4社が同額で低入札調査の順をくじで決定し審査を行ったところ、同額順1は審査基準を満たさず失格、同額順2の落札となった。落札率75.24%と調査基準付近の低入札契約となっており、この入札も今年度の傾向として下限値付近への応札集中があり制度試行に引き続き注視が必要と考えている。 ・次に不調・中止について、今期は不調なし、中止が1件あった。設計書の中に誤りが発見されたため入札中止としたもので、内容見直しを行い再度発注している。 ・この発注支援業務は、松阪市内の小中学校45校約680教室の空調設備DBO事業の発注業務支援を行うもの。履行担保にDBO方式又は同PFI方式の学校空調整備工事発注支援業務の実績を設定したため参加少数となった。特殊な方式で全国的に多数の事例があるわけではないが、品質担保として必要条件であり、少数参加であったものの落札率

委 員	事 務 局
な特殊性があるのか、条件が必要以上に厳しくなかったか確認したい。 ・続いて2件目は、低入札調査型の「広陽公園復旧工事及び広陽公園仮置土撤去工事(その2)」について。先ほど詳細説明があったとおり、低入札案件としては、今年度多くみられた下限値付近への集中とその結果同額になるという事象がこの入札結果にも出ている。前回も指摘があったところだが、事務局としての考えがあれば聞かせて欲しい。 この工事には低い応札が多いように感じるが、やはり工事によって低入札でも出来る工事、やり易い工事というものがあるということか。それとも競争が働き過ぎている状況なのか。 内容によって、もっと安くても完成できる工事があるとすれば、最低制限であっても低入札制度であっても、下限値設定の適正性は特に慎重になるべきと考えるがどうか。 低入札をする業者は大体決まってきたのか。手持ち制限によって低入札でなく通常入札で参加する場合もあるのか。	79%と一定の競争結果も得られたと考えている。 ・この1年間当委員会でも試行状況を毎回確認いただいているところ。ご指摘のとおり、今年度の入札では随分と下限値に応札が集中している状況もあり、制度の導入目的とその後の想定以上の結果については課題としているところ。しかし現在も案件によっては応札に幅があるものも見受けられ、今回の様に結果的に審査失格があり、各種の審査基準が機能している結果も見受けられる状況でもある。今後も下限値への集中が継続するような状況となると、何らかの対策を要することも考えられ、これまでのご指摘の状況はしっかりと認識しつつ、今しばらく慎重に状況を注視していきたいと考えている。 工事内容や施工環境などによって、比較的低い金額でも出来ることがあるのだと思う。しかし、それがどの程度可能かは応札者によって異なるはずで、下限値集中が過度な競争の結果である場合には、ダンピングや品質低下、適正利潤が確保できないことに繋がる恐れもあるため、制度上の注意すべき点となる。今回の工事は比較的施工し易い部類になると思うが、他の工事も含め低入札結果には注意が必要と考えている。 本市では最低制限や低入札等の下限値を工種により細かに設定していないが、例えば土砂を運ぶだけの工事など、完成工作物がなく品質担保に影響が出にくい工事や、設計価格の設定が主に業者見積による工事の場合で、過去の入札実績等から見ても、下限値設定を一般型と同様に扱うことが適当でないと判断できるものは、経審点数や過去の施工実績等で履行を担保し、あえて下限値設定をしない方法も場合により採用している。 先ほどの説明と重複するが、その工事をいくらで出来るかは業者ごと違う。また、同じ業者でも工事ごと異なるもの。業者の基礎体

委 員	事 務 局
その後、低入札契約の工事品質の状況はどうか。	力や技術力、その工事に対する受注意欲などによって変わるので一概には言えず、低めが多い業者、高めが多い業者、工事によって変わる業者など様々である。低入札の手持ち制限は2件までとしており、低入札にならない価格で参加されることはある。 現時点においては、概ね品質に問題がない状況が続いている。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
・続いて、この四半期の随意契約について対象案件を事務局から説明されたい。 契約相手は有限責任事業組合となっているが存続期間はいつまでか。契約期間が十分確保されているか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	・今期対象の随意契約は25件。新規案件については重点的に説明する。 （・・・新規案件のみ記載・・・） ① 松阪市火葬等業務委託 本業務委託は、平成30年5月1日より5年間の業務委託を行うものである。火葬業務・霊柩車業務は業務の特殊性から経験や実績に裏付けられた優れた業務遂行能力を有し、安定的かつ継続的に業務遂行が可能な事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを採用して業者選定を行った。参加2社の審査の結果、豊富な事業実績や従業員安定雇用への配慮、災害時などの対応が評価され、最優秀提案者に選定された契約相手と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。 存続期間は平成38年3月31日までとなっており、契約期間中の存続は問題ない。また、他の官公庁実績として39施設ほどの履行実績があることも履行担保と考えている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ② 在宅医療介護連携体制整備事業委託 本業務は介護保険法の改正により在宅医療・介護のため連携拠点の設置が義務化され

委 員	事 務 局
具体的に業務はどのような内容か。 松阪市内という対象エリアに対応するためにはそれだけ地域ごとの医師等と調整したり集めたりする必要があるが、契約相手であればそれが可能ということか。 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・	たことから、平成 30 年 4 月 1 日までに設置が必要となるもので、医療・介護の関係機関と様々な協議を行い体制整備するものである。本業務では、在宅医療・介護を推進する上で、国の通知等においても医師会への委託が想定されており、松阪市においては在宅 4 部門（訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・包括支援センター業務）を行っている医師会の人材等が必要となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結した。 在宅医療、訪問看護・介護等における受付窓口業務や、ケースごと専門の医師等が本市と共に訪問するなどしてそれら業務を行うもの。 市内に満遍なく対応するために、点在する医師等との調整については契約相手だから可能となる部分がある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ③ 松阪市保育士修学資金貸付事業委託 松阪市内の公立・私立保育園に勤務する保育士の人数では、各保育園を充足するだけの人数には至っておらず、保育士の十分な労働環境（休憩・時間外等）の確保や退職者等も考慮すると、更なる人数不足が発生する恐れがある。また、近年待機児童解消のために私立認可保育園の定員を増やしてきたこともあり、保育士確保が非常に困難な状況となってきた。そのような中、待機児童解消のため、保育園の拡充計画を進めるには、新たな保育士確保が必要となるが、三重中京大学の閉校もあり、保育士の新規採用者の確保が困難な状況があることから、今回保育士を目

委 員	事 務 局
委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 委員会としての意見 ・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	指す学生が松阪市で保育士として活躍することを目的とする修学資金の貸付事業を実施する。この業務を委託するにあたり、市内で公的な貸付事業の実績を持つ社会福祉法人が契約相手のみとなることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ④ 松阪市図書館情報システム更新業務及び機器賃貸借業務、松阪市図書館情報システム及び機器保守業務 本業務は図書館情報システムの更新等に係る業務委託で、システム整備は新規整備でなく現行システムの更新により、工数を短く、データ移行費等の削減を図るものである。データ移行作業は可能な限り短縮を目指し、嬉野図書館の休館が極力少なくなるよう進める必要がある。また、当該システムは平成 28 年度において、学校読書室へ拡張しており、今回のシステム構築を新たに別業者が実施する場合には学校読書室情報システムにも再構築が必要となるため更なる整備経費を要することになる。以上のことから、これらに対応可能とする契約相手方と、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。
●松阪北部給食センター整備事業について	
・続いて、北部給食センター整備事業について事務局から説明されたい。 ・今回の DBO 事業では、45 億円（税抜）ほどの経費で運営される。施設完成後の運営、維持は何年分含まれるのか。施設整備費とどちらが大きいのか。 ・内容審査結果の運営に関する事項について、配点 25 点中 A グループは 20 点、落札した B グループは約 10 点と随分と評価に差が	（・・資料により説明・・） ・約 15 年間の運営維持について契約する内容となる。施設整備費と完成後の運営維持経費については、本事業では運営維持経費の方が大きい。 ・総合評価方式の場合は委員が言われる内容と価格の割合について、価格で内容点数を逆転する、またその逆もあるという仕組みにお

委 員	事 務 局
出ている。全体に占める運營業務の割合が大きく、低価格提案が内容に影響しているのか。給食センターＤＢＯの中では、15 年間の運營業務が非常に重要な位置にあると思うが、入札結果から配点設定は妥当であったか。 ・通常の工事入札の場合は最低制限 85%付近で落札されることも多い。この事案では落札率にすると 90%程度だと思うが、総合評価方式であり、提案内容が最低制限価格で実施するよりも高い品質のものということになるのか。	いて、何に重点を置き、どの様な違いをみた いのかが重要。今回の方式では、本市の最低 条件である要求水準を設定、それを全てクリ アし、更なる加点部分が点数として出ている。 各項目の配点や価格評価も含めて、この 事業で十分検討された結果の入札であり、総 合的に最善の契約相手を選定できたもの と考えている。 ・価格競争だけでない総合評価方式という点 では委員ご指摘の部分も理論上あるもの。ま た今回のＤＢＯ手法では予定価格の設定に は一般工事の設計積み上げの方法でなく、他 所事例の契約金額を参考値に用いるなどし て設定している。つまり、競争に期待しつ つも、大きく下がる可能性は一般方式より少 ない中、この結果については今回手法の効果が あったものと評価している。
●入札制度等の改正事項について	
・続いて、制度改正事項について事務局から説明されたい。	(・・資料により説明・・) ・前払金限度額の廃止 ・除草業務委託の同日落札制限適用 ・工事下請等にかかる市内企業優先使用 ・優良施工業者表彰の改正 ・評価基準細目表の改正
●次回開催日程及び抽出委員の選出	
・今後は今年度審議した内容を踏まえて、平成 29 年度の意見書としてとりまとめていきたい。日程が決まり次第連絡するので改めて参集いただきたい。	